

建設基礎杭（場所打ちコンクリート杭）研究開発助成規程

（目的）

第1条 本規程は、日本基礎建設協会（以下「本会」という）が行う建設基礎杭（場所打ちコンクリート杭）研究開発助成制度（以下「研究開発助成」という）がその趣旨の達成のために必要な制度運営について定める。

（制度趣旨）

第2条 大学等における建設基礎杭（場所打ちコンクリート杭）研究開発の活性化のため、建設基礎杭の基礎的研究・基盤的研究活動を助成する。
併せて優れた学生が建設基礎杭に魅力を感じ受給者のもとに参集することを支援する。

（対象者）

第3条 研究期間中、日本の国立大学、公私立大学、工業高等専門学校等の教育機関に所属し、日本国内で研究に従事する研究指導者（学生は除く）。

（予算）

第4条 年度ごとの予算額（概ね50万円）は、収支予算書で定める。

（募集）

第5条 個人を対象とする公募を原則とする。
2. 過去の不採択テーマの再応募も認める。
3. 過去に受給したものと同一のテーマでの応募も認める。但し、研究期間中の再応募は不可とする。

（選考）

第6条 研究開発助成審査は協会の技術委員会（以下「WG」という）が1次選考を行い、当協会の理事会にて最終決定を行う。
選考にあたっては、中長期的かつ継続的の観点为基础とし学術に重点を置き、若手育成に配慮する。
2. 前項1次選考が総合的な観点から行われることを確保するため、応募者名を事前にWGのメンバーに開示する。
3. 採択数は、応募テーマの内容、支給する年度の予算総額等を考慮して増減できるものとする。

（支給）

第7条 支給額は、次の各号に該当する場合にはWGの判断により増減できるものとする。
一 前条第3項により採択数が増減された場合
二 支給額が申請額を超える場合
三 その他合理的な理由がある場合

（研究期間）

第8条 研究期間は原則2年間とする。

(評価)

- 第9条 受給者は研究期間終了後、直ちに修了報告書をWGに提出し、その評価を受けなければならない。
2. 前項に加え、受給者は受給開始から3年以内に以下の各号を履行する。
 - 一 協会講演会における発表
 - 二 協会広報誌等への投稿
 3. WGは、第1項の修了報告書の内容の評価結果を、当協会の理事会に送付する。
 4. 第1項及び第2項各項の義務が一つでも履行されない場合、当該受給者が本助成の以後の受給対象に採択された場合であっても、当協会はその決定を取り消すことができる。

(その他)

- 第10条 本規程の施行及び本助成の実施に際し必要とされる詳細事項は別に定める。
本規程の制定・改廃は理事会の議決による。

附則

- 第1条 本規程は、令和元年7月10日より施行する。